

福祉こども総室
＜上北地方福祉事務所＞

1 生活保護

(1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになっている。

平成22年度以降は、生活保護の開始件数はさほど減少してはいないが、死亡による廃止件数が増加しているのがその要因である。

平成24年度～平成25年度の町村別の被保護世帯数は、七戸町を除く5町村で増加率が高くなっている。

① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

年度 \ 区分	世帯数	指数	対前年度比
平成21年度	981	100.0	
平成22年度	1,058	107.8	107.8
平成23年度	1,060	108.1	100.2
平成24年度	1,077	109.8	101.6
平成25年度	1,103	112.4	102.4

② 町村別被保護世帯数（単位：世帯数）

町村名 \ 区分	世帯数	対前年度比
野辺地町	259	101.6
七戸町	207	97.2
六戸町	98	105.4
横浜町	96	104.3
東北町	317	104.3
六ヶ所村	126	105.0
計	1,103	102.4

ア 平成25年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢単身世帯の構成比が平成21年度の54.5%から57.8%と3.3ポイントの増加、その他世帯が平成21年度の5.5%から11.1%と5.6ポイント増加している。

逆に、傷病・障害世帯は、平成21年度の36.2%から28.2%と8.0ポイント減少している。

① 世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成21年度		466	69	535	37	240	115	355	31	23	54
平成22年度		507	72	579	40	250	127	377	34	28	62
平成23年度		511	69	580	38	251	131	382	35	24	59
平成24年度		534	72	606	33	232	118	350	48	41	89
平成25年度		560	78	638	32	215	96	311	67	55	122
内 訳	野辺地町	129	18	147	7	47	24	71	15	19	34
	七戸町	105	8	113	8	39	18	57	19	10	29
	六戸町	47	11	58	1	20	8	28	7	4	11
	横浜町	54	5	59	2	20	6	26	4	5	9
	東北町	160	28	188	9	65	30	95	14	10	24
	六ヶ所村	65	8	73	5	24	10	34	8	6	14

イ 平成25年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は10.1%で、平成21年度と同率となっている。働いている世帯の内訳をみると、世帯主が常用で働いている世帯が4.0%と平成21年度の3.2%から0.8ポイント増加しているのが目立つ。

② 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている						
		常用	日雇	内職	その他	計		
平成21年度		31	4	2	32	68	31	882
平成22年度		31	5	1	30	67	36	955
平成23年度		32	2	2	24	60	35	964
平成24年度		39	0	5	24	68	37	972
平成25年度		44	1	5	22	72	39	992
内 訳	野辺地町	15	0	0	2	17	12	230
	七戸町	14	0	1	6	21	7	179
	六戸町	4	0	0	4	8	3	87
	横浜町	2	0	0	2	4	3	89
	東北町	8	1	3	6	18	11	288
	六ヶ所村	1	0	1	1	3	3	120

(2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成21年度～平成22年度は増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は再び緩やかに増加している。

町村別に見ると、六戸町、横浜町で増加率が高くなっている。

① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度 \ 区分	世帯数	指数	対前年度比
平成21年度	1,334	100.0	
平成22年度	1,437	107.7	107.7
平成23年度	1,425	106.8	99.2
平成24年度	1,444	108.2	101.3
平成25年度	1,465	109.8	101.5

② 町村別月平均被保護人員（平成25年度 単位：人）

町村名 \ 区分	人員数	対前年度比
野辺地町	350	100.3
七戸町	270	96.4
六戸町	131	107.4
横浜町	131	107.4
東北町	419	102.4
六ヶ所村	164	100.6
計	1,465	101.5

(3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は再び緩やかに増加している。

町村別では、特に横浜町、東北町の増加傾向が顕著である。

① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

町村名 \ 年度	21	22	23	24	25
野辺地町	23.5	25.4	24.8	24.8	25.2
七戸町	17.0	17.4	17.0	17.2	16.9
六戸町	10.7	12.2	12.0	12.0	12.7
横浜町	19.9	21.2	22.9	25.5	27.8
東北町	17.7	20.2	20.8	21.7	22.7
六ヶ所村	14.6	15.7	15.0	14.8	15.1
管内	17.4	18.9	18.8	19.2	19.7
県	19.2	20.8	21.7	22.3	22.7
国	13.8	15.2	16.2	16.8	

(4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成21年度以降の保護の申請件数は、平成22年度以降は比較的落ち着いていたが、平成25年度は176件と平成21年度に次いで多くなっている。

保護の開始件数は、申請数の増加とほぼ連動しており、平成25年度は平成21年度に次いで多くなっている。

一方、廃止件数は平成22年度以降80件を数え、死亡によるものが全体の約半数を占める。

① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

区分 年度	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成21年度	198	127	49	22	50
平成22年度	141	102	25	14	86
平成23年度	161	111	29	21	83
平成24年度	145	91	26	28	91
平成25年度	176	125	31	20	93

・ 決裁日ベースでの集計である。

(5) 保護費の状況

平成25年度における保護費の支出総額は、約21億3,200万円であり、平成24年度の約20億8,400万円に比べ増加している。支出総額のうち、医療扶助は50.6%となっており高い比重を占めている。

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	計
野辺地町	163,416,954	45,661,950	1,793,926	593,398	1,808,986	0	683,340	803,440	9,537,020	224,299,014
七戸町	128,153,457	23,706,404	1,916,122	136,000	1,860,668	23,445	1,428,912	199,690	8,256,470	165,681,168
六戸町	67,351,848	13,879,288	845,562	97,600	837,642	0	243,325	706,798	7,762,333	91,724,396
横浜町	59,827,870	8,515,480	1,477,505	19,000	1,508,633	0	307,681	0	9,565,518	81,221,687
東北町	208,845,445	50,043,761	1,630,834	296,640	5,141,534	0	1,996,262	519,789	16,570,078	285,044,343
六ヶ所村	91,178,926	13,537,518	926,391	63,900	1,338,272	0	621,765	363,230	6,725,846	114,755,848
小 計	718,774,500	155,344,401	8,590,340	1,206,538	12,495,735	23,445	5,281,285	2,592,947	58,417,265	962,726,456
支払基金 支払分					1,065,742,546.5					1,065,742,546.5
国保連 支払分				104,330,316						104,330,316
合 計	718,774,500	155,344,401	8,590,340	105,536,854	1,078,238,281.5	23,445	5,281,285	2,592,947	58,417,265	2,132,799,318.5

2 児童福祉

(1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

3 母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦相談

母子及び寡婦世帯に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子・寡婦福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成25年度の相談件数は1,326件であり、相談別では、「生活援護」1,048件(79.0%)で、うち母子・寡婦福祉資金が1,042件(99.4%)を占めており、次いで「生活一般」173件(13.0%)、「児童」104件(7.8%)となっている。

母子・寡婦福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	21	22	23	24	25
生活一般	住 宅		10	6	1	9	1
	医 療 ・ 健 康		16	23	15	15	9
	家 庭 紛 争		2	1	0	0	2
	就 労		115	123	88	92	140
	結 婚		0	0	1	1	0
	養 育 費		12	12	11	2	0
	借 金		9	4	7	8	4
	そ の 他		8	13	8	11	17
	小 計		172	182	131	138	173
児 童	養 育		18	17	8	17	99
	教 育		5	1	0	0	3
	非 行		0	0	1	1	0
	就 職		5	4	1	0	2
	そ の 他		1	2	0	2	0
	小 計		29	24	10	20	104
経 済 活 支 援 援 護	母 子 福 祉 資 金		713	875	722	911	1,035
	寡 婦 福 祉 資 金		5	10	3	5	7
	公 的 年 金		1	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当		6	0	1	3	1
	生 活 保 護		4	4	1	4	3
	税		1	2	3	5	2
	そ の 他		5	1	8	10	0
	小 計		735	892	738	938	1,048
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)		0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)		1	0	0	0	0
	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅 (27 条)		0	0	0	0	0
	母 子 福 祉 施 設 の 利 用		0	0	0	4	0
	母 子 生 活 支 援 施 設 (38 条)		0	0	0	0	1
	小 計		1	0	0	4	1
合 計		937	1,098	879	1,100	1,326	

(十和田市及び三沢市を含む)

(2) 母子及び寡婦福祉資金貸付状況

25年度の母子福祉資金の貸付総額は、前年度とほぼ横這いの41,106,200円となった。そのうち児童の修学に関わる修学資金、就学支度資金が貸付額全体の86.9%を占めている。

また、寡婦福祉資金の貸付総額は、1,460,000円となっている。

平成24年度

	母子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
事業開始資金												
事業継続資金												
修学資金	31	14,448,000	40	15,291,200	71	29,739,200	1	1,080,000	0	0	1	1,080,000
高校（一般）分	14	3,800,000	22	4,915,200	36	8,715,200	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	2	1,200,000	3	2,076,000	5	3,276,000	0	0	0	0	0	0
高専・大学（一般）分	7	4,170,000	7	4,302,000	14	8,472,000	0	0	0	0	0	0
高校（特別）分	5	1,894,000	3	1,482,000	8	3,376,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	1	1,080,000	1	170,000	2	1,250,000	1	1,080,000	0	0	1	1,080,000
高専・大学（特別）分	2	2,304,000	4	2,346,000	6	4,650,000	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	1	660,000	1	816,000	2	1,476,000	0	0	0	0	0	0
修業資金	2	953,000	3	1,812,000	5	2,765,000	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	3	300,000	0	0	3	300,000	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	2	860,000	0	0	2	860,000	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	22	5,966,000	0	0	22	5,966,000	1	380,000	0	0	1	380,000
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校分	7	867,000	0	0	7	867,000	0	0	0	0	0	0
私立高校分	5	1,054,000	0	0	5	1,054,000	0	0	0	0	0	0
専修分	2	760,000	0	0	2	760,000	1	380,000	0	0	1	380,000
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立大学分	1	380,000	0	0	1	380,000	0	0	0	0	0	0
私立大学分	6	2,850,000	0	0	6	2,850,000	0	0	0	0	0	0
修業施設分	1	55,000	0	0	1	55,000	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	61	23,187,000	44	17,919,200	105	41,106,200	2	1,460,000	0	0	2	1,460,000

(3) 母子・寡婦福祉資金貸付金償還状況

管内の平成25年度の母子福祉資金の現年度の償還率は、調定額45,525,640円に対し収入済額42,922,199円で94.3%、寡婦福祉資金の現年度の償還率は、調定額1,055,048円に対し収入済額は1,055,048円で100.0%となった。過年度分の償還率は母子福祉資金11.6%、寡婦福祉資金14.1%といずれも低いものの、現年度過年度共に償還率が昨年度を上回り、全体として前年度比4.2%ポイントとなっている。

管内各地に償還協力員を配置するなど、引き続き収入未済の解消に向けて取り組んでいる。

平成25年度

市町村別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金	45,522,035	42,918,594	2,603,441	94.3%	36,200,999	4,200,993	32,000,006	11.6%	81,723,034	47,119,587	34,603,447	57.7%
	利子	3,605	3,605	0	100.0%	62,936	21,929	41,007	34.8%	66,541	25,534	41,007	38.4%
	管内計	45,525,640	42,922,199	2,603,441	94.3%	36,263,935	4,222,922	32,041,013	11.6%	81,789,575	47,145,121	34,644,454	57.6%
	県計	280,817,021	248,810,513	32,006,508	88.6%	246,651,164	21,713,192	224,937,972	8.8%	527,468,185	270,523,705	256,944,480	51.3%

市町村別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金	1,055,048	1,055,048	0	100.0%	929,211	131,001	798,210	14.1%	1,984,259	1,186,049	798,210	59.8%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	管内計	1,055,048	1,055,048	0	100.0%	929,211	131,001	798,210	14.1%	1,984,259	1,186,049	798,210	59.8%
	県計	7,609,194	7,367,231	241,963	96.8%	8,448,461	766,662	7,681,799	9.1%	16,057,655	8,133,893	7,923,762	50.7%

4 婦人保護

婦人保護とDV防止法

売春防止法の規定に基づき実施されている婦人保護事業の一分野であり、売春対策の一環として、社会的観点から買売春構造に取り込まれている女性の保護と自立援助を行うことを目的として婦人相談員が配置されている。

平成13年10月13日には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行になり、平成14年4月から福祉事務所が「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、婦人相談員等がDV相談支援を行っている。

平成16年12月に、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充を盛り込んだ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、また、平成19年7月の2度目の改正で、直接的な身体的暴力だけでなく、生命や身体に対する脅迫を受けた場合にも、保護命令の申し立てができるなど支援内容が拡大されている。更に、平成25年度7月3日の改正法では、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者にまで、対象範囲が拡大された。

配偶者からの暴力の被害者に適当な宿泊先がなく、緊急に保護することが必要と認められるなどの場合には、一時保護のため、女性相談所に移送している。

(1) 婦人保護相談

(単位:件)

年 度	区 分	入所相談	生活相談	求職相談	子 供 の 相 談	離婚問題	家庭紛争	そ の 他	計
21	来所・訪問	2	7	0	1	6	10	5	31
	電 話	0	10	1	3	12	11	10	47
22	来所・訪問	0	2	0	0	0	8	4	14
	電 話	0	10	8	1	4	10	6	39
23	来所・訪問	4	0	0	0	4	12	4	24
	電 話	0	1	2	0	4	12	3	22
24	来所・訪問	5	0	0	0	0	18	0	23
	電 話	2	0	2	0	1	12	1	18
25	来所・訪問	2	1	0	0	2	27	5	37
	電 話	1	0	0	5	4	20	8	38

(2) DV防止法に関する相談

年 度	相談延べ件数 (単位:件)	相談実人員 (単位:人)
21年度	41	12
22年度	23	11
23年度	34	18 (1) ※
24年度	38	11
25年度	63	28 (2) ※

※()内は男性からの相談

(3) デートDVに関する相談

年 度	相談延べ件数 (単位:件)	相談実人員 (単位:人)
25年度	4	4